

野田市告示第247号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和7年12月23日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 26枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-11-1	立看板 はり札	一 15	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和7年11月20日 午前9時から午後4時	令和7年11月20日 午前9時から午後4時	野田市役所都市部 都市計画課	
7-11-2	立看板 はり札	一 10	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～25 38～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1 511 桐ヶ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和7年11月20日 午前9時から午後4時	令和7年11月20日 午前9時から午後4時	野田市役所都市部 都市計画課	
7-11-3	立看板 はり札	一 1	市道1061～21064～21081～1101 9～2080～1050～2080～2310～1 370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～ 岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の 里	令和7年11月21日 午前9時から午後4時	令和7年11月21日 午前9時から午後4時	野田市役所都市部 都市計画課	